

長野県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

置原

- 2 一部について指定を解除する区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する区域の名称

下大岡1

- 2 指定を解除する区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月15日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 松川インター大鹿線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡中川村大草7282番の81地先から 上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで	旧	10.4～60.6	0.1435
上伊那郡中川村大草7282番の80地先から 上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで		14.0～51.7	0.2000
同 上	新	10.4～60.6	0.1435
		14.0～51.7	0.2000

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

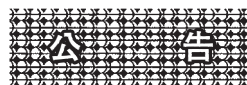
その関係図面は、告示の日から平成30年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月15日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

- 1 路線名 153号
2 供用を開始する区間
駒ヶ根市赤穂12637番の1地先から
駒ヶ根市赤穂12634番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成30年2月15日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量
電子複写機58台（附属機器及び消耗品を含む。）
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成30年5月1日から平成35年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁(詳細は、仕様書によります。)

(5) 入札方法

機器の賃借料を含む複写料の単価について行います。(複数単価契約。詳細は、入札説明書によります。)

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、競争入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課 用品調達係

電話 026(235)7079

4 契約事務に関する問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026(235)7045

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成30年3月29日(木) 午後2時

(郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、期限必着とします。)

イ 提出場所 4の場所

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月29日(木) 午後2時

イ 場所 長野県庁 本館棟2階包括外部監査室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成30年3月12日(月)午後5時までに上記4の場所へ提出してください。(郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、期限必着とします。)

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、入札金額の全ての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。(詳細は、入札説明書によります。)

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除できるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Electronic copying machines, 58 units (including ancillary equipment and consumable supplies)

(2) Lease period

From May 1, 2018 until April 30, 2023

(3) Place where products will be used:

The Nagano Prefectural Government offices (details as mentioned in tender description)

(4) Contact place for information regarding the tender

such as description, conditions and/or other inquiries:

Property Utilization Division

General Affairs Department

Nagano prefectural Government

692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City,

Nagano Prefecture

TEL +81-26-235-7045(Japanese only)

- (5) Time limit and place for the tender (including tendering by mail):

Time: 2:00PM, March 29, 2018

Place: Property Utilization Division

General Affairs Department

Nagano Prefectural Government

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Government)

- (6) Time and place for the bid opening:

Time: 2:00PM, March 29, 2018

Place: Comprehensive External Audit Office, 2F,

Nagano Prefectural Government Main Building

財産活用課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
小諸市	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	小諸市市町一丁目、市町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、大手一丁目、大手二丁目、荒町一丁目、三和一丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目の各一部	平成30年2月15日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成24年から平成25年まで	上田市下室賀の一部	平成30年2月15日
長野市	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成27年まで	長野市戸隠豊岡の一部	平成30年2月15日
長野市	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	長野市戸隠豊岡の一部	平成30年2月15日
長野市	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	長野市信州新町日原西の一部	平成30年2月15日
飯綱町	地籍簿及び地籍図	平成25年から平成26年まで	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	平成30年2月15日
飯綱町	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成27年まで	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	平成30年2月15日
飯綱町	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	平成30年2月15日
山ノ内町	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	下高井郡山ノ内町大字戸狩の一部	平成30年2月15日
筑北村	地籍簿及び地籍図	平成20年から平成23年まで	東筑摩郡筑北村坂北の一部	平成30年2月15日
筑北村	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成22年まで	東筑摩郡筑北村坂北の一部	平成30年2月15日
大鹿村	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成27年まで	下伊那郡大鹿村大字鹿塩の一部	平成30年2月15日
白馬村	地籍簿及び地籍図	平成25年から平成27年まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成30年2月15日
白馬村	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成28年まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成30年2月15日

農地整備課

公告

平成30年2月6日、長野市安茂里犀裾土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・3・7号県庁篠ノ井線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・4・13号長野菅平線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
平成30年2月8日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
伊藤 行雄
二級建築士 長野第3551号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による死亡した旨の届出があったため

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年2月15日

長野県佐久建設事務所長 坂下 伸弘

- 1 指定番号 佐久第368号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成30年1月5日
- 4 指定道路の位置 佐久市猿久保字野馬窪232-27
- 5 指定道路の延長 17.17メートル
- 6 指定道路の幅員 6.17メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年2月15日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏昭

- 1 指定番号 長野第852号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成30年1月26日
- 4 指定道路の位置 千曲市大字粟佐字南村浦1354-9
- 5 指定道路の延長 83.11メートル
- 6 指定道路の幅員 4.12～5.12メートル

建築住宅課